⑶　証明書類の提出期限　令和元年７月16日午後５時までに「平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において確認された旨の資格審査結果通知書の写し」及び「仕様書に基づき作成した機能証明書等」を、上記３の⑴宛てに提出すること。（提出方法については、入札説明書によること。）

⑷　入札書の受領期間　令和元年７月25日から７月29日午後５時　電子調達システム又は、上記３の⑴宛て持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送する場合には、受領期限までに必着のこと。

⑸　開札の日時及び場所　令和元年７月30日午後１時30分　東海農政局入札室

４　機能審査

入札説明書に基づいて作成した機能証明書等を支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から上記３の⑶における機能証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書等に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、機能証明書等又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東海農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Jun Koda, Director General of Tokai Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be lease : personal computer 208 sets

⑷　Lease period : From 1 October, 2019 through 30 September, 2023

⑸　Lease place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A” in teams of qualification “Provision of services” at Tokai-Hokuriku area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.

④　prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑥　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑦　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system.

⑺　Time limit for tender : 5 : 00 P.M., 29 July, 2019 (tenders submitted From 25 July, 2019 through : 5 : 00 P.M., 29 July, 2019)

⑻　Contact point for the notice : Yusuke Sakamoto, Procurement Section, Accounting Division, Administration Department, Tokai Regional Agricultural Administration Office, 1―2―2 Sannomaru Naka-ku Nagoya city Aichi prefecture 460―8516 Japan. TEL 052―223―4615

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年５月21日

支出負担行為担当官

中部森林管理局長　宮澤　俊輔

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　20

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

①　航空レーザ測量等業務（長野県内）

②　航空レーザ測量等業務（富山県・岐阜県内）

⑶　業務場所

①　長野県上水内郡信濃町黒姫山国有林ほか

②　富山県南砺市　小矢部国有林ほか

⑷　業務内容

①　航空レーザ測量　320.80㎢

②　航空レーザ測量　327.60㎢

⑸　履行期間　令和２年３月16日まで。

⑹　本業務は、入札等を電子入札システムで行う業務であり、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書等を電子入札システムにより提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

⑻　本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から中部森林管理局長が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

⑼　本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。

⑽　上記⑺又は⑻に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

２　競争参加資格要件等

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中部森林管理局における平成31・32年度の測量・建設コンサルタント等業務に係るＡ等級、Ｂ等級又はＣ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

⑷　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日付け建設省告示717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再確認を受けた者を除く。）でないこと。